

午前10時30分開会

○小林委員長 おはようございます。ただいまから企画総務委員会を開会いたします。座らせてやらせていただきます。

欠席届が出ております。安全生活課長の尾上課長、麴町出張所、小目所長、富士見出張所、千野所長が、それぞれ出張公務のため欠席です。

本日は議案審査を予定しております。議案審査に当たりましては、千代田区議会委員会条例第17条に基づき、委員長から議長に申し入れ、区長にご出席を頂いております。区長におかれましては、お忙しい中、委員会への出席、誠にありがとうございます。よろしくお願いいたします。

本日の日程及び資料をお配りしております。議案審査が7件、地域振興部の報告1件、政策経営部の報告が1件です。この日程に沿って進めたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、日程1、議案審査に入ります。議案第25号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例の審査に入ります。執行機関の説明を求めます。

○中根財政課長 それでは、手数料条例の一部改正について、資料1によりましてご説明いたします。

今回の手数料条例の改正につきましては、その背景といたしまして、脱炭素社会の実現を目指すという大方針がございます。その大方針に従いまして、改正理由のところにあります二つの法律が改正されております。この二つの制度の下に、脱炭素を目指すような諸制度が既にございますが、その諸制度の手续や、該当するかの判断に時間や手間を要することによって、その制度の利用があまり進んでいない現状がございました。そのため、制度の利用を促進するための簡素な制度が、今般、法律の改正によってつくられました。その簡素な制度の審査に要する事務の手数料を今回新たに制定すると、そういうものでございます。

建築基準法関係におきましては、共同住宅における高効率の給湯設備の機械室については、建築審査会の同意を得ることで容積率に算入しなくていいという制度ですが、これが、今回、建築基準法の施行令で定める設備の基準がつくられました。その設備の基準を満たせば、設備を満たすことで、もう容積率の緩和をしていいよという形の制度に改められます。ですので、審査にかかる部分が非常に少なくなりますので、手数料が安く抑えられるというものでございます。

もう一つの脱炭素社会の実現に関する法律改正のところにつきましては、やはり既に一戸建てや共同住宅で、特例の、ここにありますが、下のところの括弧にあります認定の制度がございます。この認定を得られますと、容積率のやはり不算入を得られるというような特別な制度がございますけれども、それにつきましてもやはり計算がすごく複雑なため、今回、国が定める基準がつくられました。国が住宅設備の基準を定めました。外壁の厚さですとかサッシの形状ですとかLEDの性能ですとか、そういう性能を定めました。その性能に基づく基準を定めました。その基準を満たす商品であれば、もう認定していいよという形になります。ですので、やはり審査にかかる時間が大幅に短縮されますので、手数料が安く済むという形の条例改正になります。

具体的な改正の内容につきましては、資料の2番のところ、改正内容としまして、別

表3、別表4、裏面に行きまして別表5で、それぞれこういうものを手数料に制定する形になります。主なところで言いますと、別表3の事務の28が今回一つ新たに新設される手数料となりますので、それにつきましては、新旧対照表の1ページ目のところの、事務の28番のところの2万7,000円が、一つ新設される手数料になります。そして別表4のところではやはり新設する手数料がございますが、それは新旧対照表の5ページと9ページのところの誘導仕様基準というところの、よる場合というところがそれぞれございますので、その2万1,000円ですとか3万9,000円ですとか、その辺りのところが新たに新設される手数料になってまいります。そして、別表5の関係で言いますと、15ページと18ページのところで、同じように誘導仕様基準による場合という部分を新たに定めるもので、そこにあります金額がそれぞれ新たに生ずる手数料となります。

施行予定日は公布の日を予定しております。

それ以外の詳細の部分につきましては、新旧対照表をご覧くださいと思います。

説明は以上となります。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方。

○米田委員 今の説明だと、相当負担が軽くなるという認識でいいと思うんですけど、例えばこれ、申請するときに分かってくると思うんですけど、こういうことに関しての周知方法だけ教えていただけますか。

○中根財政課長 基本的には、これにつきましては、ホームページ等で、こういう制度ができましたというのを、まず国のほうで法律改正されていますので、国のほうでも分かりやすい資料を作りまして既に情報提供を開始しておりますし、区のほうでもホームページで速やかに、この制度自体で手数料が新たにできるということは改めて説明してまいりたいと思います。

○米田委員 ということは、やっぱり区としてもこういうのにしっかり取り組んでいただいて、再エネとか省エネに関することをしっかりこれに関してやっていくという感覚でよろしいですか。

○中根財政課長 米田委員おっしゃるとおりで、この部分でこういう制度を使えば、脱炭素に資する部分はかなり大きくなりますので、この制度をしっかり周知して、利用していただけるようにしたいと思っております。

○小林委員長 はい。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、質疑は省略してよろしいですね。

これより採決に入ります。ただいまの出席者は全員です。

議案第25号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 賛成全員です。よって、議案第25号は可決すべきものと決定いたしました。

それでは、以上で議案第25号の審査を終了します。

次に、議案第29号、雉子橋補修補強工事請負契約についての審査に入ります。執行機関より説明を求めます。

○武笠契約課長 では、雉子橋補修補強工事請負契約についてでございます。政策経営部資料2に基づきましてご説明いたします。

1の工事場所ですが、千代田区一ツ橋二丁目2番先から一ツ橋一丁目2番先、九段下から竹橋に向かう途中の日本橋川に架かる橋でございます。

2の工事概要ですが、橋の概要は記載のとおり。施工内容は昼夜間施行で、橋梁部は支承交換、支柱交換、橋側灯設置、橋面舗装・防水等、道路部は歩道拡幅、歩行空間・自転車走行空間の整備、歩道の保水性ブロック舗装、街路灯のLED化などを予定しております。

3の工事期間は、契約締結日の翌日から令和12年12月20日までの予定でございます。本工事は、東京都との協議により、非出水期——水の出ない時期ですが、11月から5月までの施工に限定され、工事のための足場も出水期の6月から10月までの間は、安全のため撤去することとなっております。工事ができる期間が限定され、足場の撤去、設置を繰り返さなければならぬ工事の特殊性から、工期が長くなっております。

4の契約方法は制限付一般競争入札でございます。入札参加資格要件は資料裏面をご覧ください。恐れ入ります。建設共同企業体、いわゆるJVですが、2者構成のJV又は単体事業者のどちらか一方での参加としまして、JVの場合は、第一順位は本店又は支店等が東京23区内にあること。第二順位は本店又は支店等が千代田区内にあること。単体事業者の場合は、本店又は支店等が東京23区内にあることなどを要件といたしました。

恐れ入りますが、資料の表面にお戻りいただきまして、5の入札結果ですが、6月6日に開札を行いまして、応札者は2者でした。1者は最低制限価格未満のため失格となりまして、落札者は東洋建設株式会社関東支店、落札金額は38億2,580万円。

6の契約の相手方のとおり、落札者との契約を予定してございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方。どうぞ。

○のざわ委員 これ、この入札の金額なんですけども、これ、こう、金額、もっと、事業計画とか、幾らが、どれが幾らかかっているかというかという明細を、もっと見たほうがいいんじゃないかなと思うんですが。まず一つ。

あと、この最低制限価格未満の、失格になっている、これは、2番目の質問なんですけど、これはどういうことですかというのと、その左のところ、3番目でございますが、ここに、入札をする会社のここをいろいろ、BSとかPLとか、もっと分かりやすい会社の概要がないと判断しづらいんで、できないんじゃないかなというふうに思うんですが。

以上、三つでございます。

○小林委員長 はい。質問を頂きました。

お答え、一つずつお願いできますか。

○武笠契約課長 まず、こちらの落札金額の内訳でございますが、予定価は公表してございますけれども、こちらは所管課のほうが公共工事の積算単価に基づきまして積算をした

ものでございます。そちらの積算単価に対しての事業者側の積み上げの金額で応札していただいておりますので、その中身については一定程度精査されているものと考えてございます。

2点目の最低制限価格についてですけれども、最低制限価格とは、地方自治法施行令第167条の10第2項で、普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事または製造の請負の契約を締結しようとする場合において、特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内での最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができると規定されてございます。そうした規定に基づいて最低制限価格を設定いたしまして、その未滿となった事業者につきましては失格となったものでございます。

三つ目の、会社についてでございますけれども、入札に当たりまして参加資格要件を定めまして、会社に関する実績などは確認をさせていただいております。また、こちらの入札に参加できます企業につきましては、東京電子自治体共同運営のほうにあらかじめ登録いただいている業者が入札参加資格を有するものとなっております。東京電子自治体共同運営の電子調達のほうに登録するに当たりまして、事務局、東京都でございますが、一定の審査を通過した上での登録となっておりますので、企業についての信用性はその中で確認されているものと認識してございます。

○のざわ委員 この工事請負の金額が、これ、38億円と大きいので、私はこれに関してはやっぱり精査をすることは大切なんじゃないかなということで、こういう質問をさせていただいて申し訳ないんですけども、予定価格43億円の大きな工事でございますので、お話の意味は分かるんですけども、これ、もっと、まず工事の38億円の根拠を、資料請求をしてもっと精緻に見ないと、まずはやっぱりちょっと私たち議員の方々も判断に苦慮するんじゃないかなと思いますのが1点。

2点目に、やっぱり、どういう形で、何社が手を挙げて、何社が幾らで落札してきたのかというのをやっぱり見ないといけないんじゃないかなというふうに、金額が大きい工事でございますので、その資料請求もしたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

あと、今、会社の選定に関しましても、こういうかくかくしかじかのところを通過しているんでというお話もあったんですけど、金額が大きいんで、こういう会社の、やっぱりこれでは、抽象的には分かるんですけども、会社の中身がよく分からないんで、それも、入札している会社、あとこの東洋建設さん、とってもすばらしい会社だとは思いますが、資料を請求させていただいて、皆さんで、議員の方々でご覧になっていただくべきで、資料請求のお願いをさせていただきたいということでございます。

○小林委員長 はい。ちょっと休憩します。

午前10時48分休憩

午前11時01分再開

○小林委員長 それでは、委員会を再開します。

それでは、質疑の答弁から入りたいと思います。契約課長。

○武笠契約課長 では、まず東京電子自治体共同運営についてでございます。

こちらは東京23区と都内の一部市町村が参加しております、電子入札などを共同で行っている一種のサービスシステムとなっております。事務局は東京都にございまして、電子申請と電子調達の部門に大きく分かれていますけれども、契約に関する部分につきましては電子調達サービスという中で行っております。こちらのサービスの中には、事務局の審査を経た入札参加資格を持つ企業が登録されてございまして、その中から入札をしていただいているような状況でございます。今現在は、千代田区の入札はこちらの電子自治体共同運営を介した電子入札となっている状況でございます。

もう一つ、今回ご参加いただきました企業の審査につきましてですが、資料裏面の入札参加資格の2番以降のところに項目がございますけれども、3番の会社設立後、引き続き2年以上その業務を行っていること。4番の経営不振の状態（自己資本マイナスを含む）状態にはないこと。5番の建設業法で規定する専任の技術者を適正に配置できること。その他、千代田区の指名停止期間中でないこととすとか、暴力団排除等要綱に合致していないことなどを確認した上で、こちらの業者が入札に参加できるということを確認しているところでございます。

○小林委員長 はい。ありがとうございます。

質疑、よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 討論は省略いたします。

これより採決に入ります。ただいまの出席者は全員です。

議案第29号、雉子橋補修補強工事請負契約について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 賛成全員です。よって議案第29号は可決すべきものと決定しました。

以上で議案第29号の審査を終了いたします。

次に、議案第30号、新川橋塗装塗替等工事請負契約についての審査に入ります。執行機関の説明を求めます。

○武笠契約課長 それでは、新川橋塗装塗替等工事請負契約について、政策経営部資料3に基づきご説明いたします。

1の工事場所は、千代田区飯田橋二丁目18番先から西神田三丁目5番先、飯田橋二丁目と西神田三丁目間の日本橋川に架かる橋でございます。

2の工事概要ですが、橋の概要は記載のとおり。施工内容は、昼夜間施工で、塗装塗替をメインに、主桁鋼部材の補修、コンクリート床版の補修、橋梁等のLED化などを予定しております。

3の工事期間は、契約締結日の翌日から令和7年6月30日までの予定でございます。本工事も雉子橋と同様、非出水期の工事となり、足場も出水期には撤去する必要があるため、工期が長くなっております。

4の契約方法は制限付一般競争入札でございます。入札参加資格は資料の裏面に記載してございます。恐れ入りますが、ご覧ください。こちらも建設共同企業体、いわゆるJV

の2者構成又は単体事業者のどちらか一方での参加としまして、JVの場合は、第一順位は本店又は支店等が千代田区又は近隣区内にあること。第二順位は、本店又は支店等が千代田区内にあること。単体事業者の場合は、本店又は支店等が千代田区内にあることなどを要件といたしました。以下、参加資格要件の2番以降のとおり、企業についての適正性も確認しているところでございます。

恐れ入ります、表面にお戻りいただきまして、5の入札結果ですが、6月7日に開札を行いまして、応札者は2者でした。1者は最低制限価格未満のため失格となりまして、落札者はN I T T O・佐藤建設共同企業体、落札金額は3億4,650万円。落札者との契約を予定してございます。

契約の相手方ですが、また資料の裏面をご覧ください。第一順位の企業が代表者となりまして、代表者が株式会社N I T T O東京支店となる予定でございます。

恐れ入ります。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。質疑を受けます。質疑がある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 なし。それでは、質疑を終了してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 省略します。

これより採決に入ります。ただいまの出席者は全員です。

議案第30号、新川橋塗装塗替等工事請負契約について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 賛成全員でございます。よって、議案第30号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第30号の審査を終了いたします。

次に、議案第31号、災害対策用備蓄物資（毛布）の購入についての審査ですが、議案第32号、災害対策用備蓄物資（水）の購入については関連をしているため、一括で執行機関からの説明を受けたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、執行機関の説明を求めます。

○武笠契約課長 では、災害対策用備蓄物資、毛布と水の購入について、一括してご説明いたします。本件は、区内の避難所や公共施設等の災害対策用備蓄物資の定期的な入替えに伴い、購入するものでございます。

1件目は、政策経営部資料4、毛布の購入についてでございます。

1の購入品目は、非常用圧縮毛布9,720枚でございます。

2の納入場所ですが、区の指定する避難所等6か所でございます。

3の納入期限は、令和6年2月29日でございます。

4の契約方法は、公募制指名競争入札でございます。入札参加資格要件は資料裏面に記載のとおりでございます。恐れ入りますが、こちらご確認いただければと思います。

恐れ入ります、表面にお戻りいただきまして、5の入札結果ですが、応募は7者、うち

2者は辞退で、5者での入札となりました。6月2日に開札を行いまして、落札者は株式会社清水商会東京支店、落札金額は4,544万1,000円でございます。

6の契約の相手方のとおり、落札者との契約を予定してございます。

2件目は、政策経営部資料5、水の購入についてでございます。

1の購入品目は、ミネラルウォーター（500ミリリットル）28万1,160本、1箱24本入りのものを1万1,715箱の購入となっております。

2の納入場所は、区の指定する避難所や区立施設など47か所でございます。

3の納入期限は、令和6年2月29日でございます。

4の契約方法は、公募制指名競争入札でございます。入札参加資格要件は裏面資料に記載のとおりでございます。先ほどの資料4にもございましたけれども、入札参加資格要件の下に受注制限と書いてございます。今回は、本年度は、水、食料、衛生用品と毛布の購入を予定してございますが、本年度は食料と衛生用品の購入につきましては予定価格が2,000万円未満となりましたため、議案の対象とはなってございません。

すみません。資料5の表面にお戻りいただきまして、5の入札結果ですが、応募は9者、うち2者は辞退、1者は毛布落札により資格喪失いたしまして、6者での入札となりました。6月2日に開札を行いまして、落札者は株式会社赤尾東京本社、落札金額は2,550万6,835円でございます。

6の契約の相手方のとおり、落札者との契約を予定してございます。

資料4と5のご説明は以上でございます。

○小林委員長 災害対策・危機管理課長。

○山下災害対策・危機管理課長 6月13日の企画総務委員会におきまして資料要求いただきました、災害対策用備蓄（水）の備蓄状況・入替サイクルについて、参考資料に基づきご説明いたします。

最初に備蓄物資の内訳でございます。現在1箱24本入りのミネラルウォーターを3万5,830箱備蓄しております。購入年次内訳といたしましては、令和元年度9,914箱、令和2年度1万987箱、令和3年度2,323箱、令和4年度1万2,606箱でございます。年次によって購入数がばらばらなのは、賞味期限切れのものとの入替えタイミングと合わせて、その時点での不足数を購入しているためでございます。

続きまして、今後の入替計画（予定）について説明をいたします。令和5年度は9,673箱が再活用対象であり、それに対する購入数は1万1,715箱でございます。そして令和6年度は1万709箱が回収数で、購入予定数は1万2,031箱でございます。令和7年度及び8年度は水の購入の予定はございませんが、この点の説明は次の表にて行います。

続きまして、平成30年度から令和15年度の備蓄水入替サイクルについて説明をいたします。表の横軸が年度で、縦軸はそれぞれの行の一番左側に何年度購入かが分かるように書いております。この表により、年度ごとの購入年次内訳が分かるようになっております。そして、一番左側に書いてありますように、平成30年度から令和2年度までは保存期間5年のものを購入しておりましたが、令和3年からは保存期間が10年のものの購入へと変更いたしました。目的といたしましては、コストダウン及び購入物資の入替業務の省力化でございます。コストにつきましては、保存期間が倍になるので、値段が変わらな

くともコスト自体は半分になると考えられます。

それでは、表の見方を具体的に説明いたします。一番上の行ですが、平成30年度に購入したものを示しております。時間経過とともに1年ずつ右にスライドしていきませんが、令和4年度より、5年間の賞味期限が近づいてくるため、再活用の対象となっております。また、縦の列につきましては、本年、令和5年度の説明をいたしますが、平成30年度と令和元年度に購入したものが再活用の対象となっており、令和2年度、3年度、4年度、そして今年度購入分が現在の備蓄数量となります。そして、下から3行目の令和6年度購入から次の購入の令和12年度まで、5年間にわたって購入がない点につきましては、保存年限を10年と切り替えたことによるものです。この5年間は備蓄水の購入を行う必要はなくなり、今後は備蓄水につきましては、5年間の購入が続いた後に、次の5年間は購入なしというサイクルを原則といたします。

なお、これらミネラルウォーター、備蓄物資の再活用でございますが、区内におきましては、庁内での様々な事業の際に活用しているほか、地域の防災訓練等開催の際も提供しております。さらに区外へは、委託事業者を通じて、区外の社会福祉協議会やNPO法人を通じ、子ども食堂などに配付しております。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ある方、どうぞ。

○のざわ委員 この、区が指定する箇所というのの明細を教えてくださいのと、あと今後も、私も質問するのもつらいんで、書いておいていただくとありがたいなと。

あと、この入札の結果なんですけども、これ、右と左を、毛布と水の方を比較すると、結構、公募制指名競争入札なんですけども、かなり似ている方のお名前が多い気がしまして、要は、公募だったらいいんですけども、もっと多くの方に参加していただけるように、周知徹底をしたほうがいいと思うんですが、そこの、いつぐらいにどういう入札の状況を出されているとか、もっと多くの方に入札していただく工夫をされたほうがいいと思うんですが。以上2点です。

○山下災害対策・危機管理課長 ご質問にあります納入場所について、まずご説明いたします。毛布につきましては、避難所6施設となっております。内訳は麴町小、九段小、番町小、麴町中学、富士見みらい館等です。

あともう一つ、水の納入場所につきましては、今申し上げた避難所が13か所、あと福祉避難所が、かがやきプラザが1か所、そのほか公共施設等として、区立学校、区立保育園、私立保育園、児童・家庭支援センター、出張所、そのほかの施設全部含めて30か所、そのほか民間施設に3か所の合計47施設に納入をしております。

○武笠契約課長 この入札の応募の業者さんについてのご質問についてでございます。入札参加資格要件に記載してございますとおり、登録業種が警察・消防・防災用品、毛布の場合はそれに加えて、繊維・ゴム・革製品のうち布団・毛布・敷布であることを要件としてございます。登録業種が警察・消防・防災用品という条件統一となりますので、同じような業者さんに手を挙げていただく結果となっております。

より多くの業者さんにご参加いただけるようにというところでございますが、私どもも参加の資格要件周知の期間などを十分取るように、努力しているところでございます。

また、こちらの災害対策用備蓄物資につきましては、区内の業者での入札参加資格要件としてございますけれども、毛布につきましては7者、水については9者の応募を最初頂いているところではございますので、一定程度の参加が見込めるといことで、区内限定で今後もやっていくというふうに考えているところでございます。周知の期間などにつきましては十分取られるように今後も努力してまいります。

○小林委員長 今回はちょっと限定して、質問の中に、どういう入札、工夫されたかという質問があったんですけど、今回特に何か工夫したことはないですよ、何か。

それと、ちなみに、初めてなんで、入札期間はどれくらいだったかも示していただけますか。

○武笠契約課長 災害対策用備蓄物資につきましては、毎年この第2回定例会の時期に議案としてお諮りできるようなスケジュールで入札を行っているものでございます。その中で、業者さんのほうにつきましても、ある程度このご用意していただいているところがございますので、毎年で、必要があれば条件を変えるところもございますけれども、今回は例年と大きく変えたというところは、特にはございません。

例えば入札のスケジュールですけれども、毛布のほうで申し上げますと、まず5月11日から5月18日で、まず申込みの受付をいたしました。申し込んでいただいた上で、公募制指名競争入札、参加資格を確認した上で区のほうから指名を行いますので、その期間を頂いた上で5月22日に指名通知を行っております。指名された業者さんにつきましては、質疑、質問ができる形となっております、仕様内容などに疑義があった場合はここで質問をしていただきます。質問期間が5月25日から5月30日でございました。こちら質問には回答し、全ての業者さんが見れるような状況でございます。入札の期間としましては、質問の後、5月30日から6月2日を入札の期間といたしまして、それぞれの金額の札を入れていただきました。開札は6月2日から電子入札により実施いたしまして、記載のとおり落札業者が決まったという形になってございます。

○小林委員長 はい。

のざわ委員、どうぞ。

○のざわ委員 二つございまして、一つ、この、私も勉強不足で申し訳ないんですけども、ミネラルウォーター、非常用圧縮毛布という書き方だけを見ていると、今、業種の絞り方で、警察と消防の方の、そういう何かこう、縛りがある会社をというふうになると、これしかないという形のふうに聞こえたんですが、経済合理性を考えていいののかも私は分からないんですけども、備蓄という観点からそういう考え方ができるかどうか、ちょっと知識不足で申し訳ないんですが、もっと一般の企業から買えるようなミネラルウォーター、非常用圧縮毛布というものが買えるものであるのだとしたら、業種の縛りを取って、コストを下げるという考え方もあるのかなと。素人考えで申し訳ないんですが、そこはどのように考えられますかというのが一つ。

あと、今後のことに向けて、今、納入場所をお話しいただいたんですけども、できたら、次からはリストをつけていただくことができるのであれば、お願いをさせていただきたいなというのが一つ。

あと、もう一つ、三つ目でございますが、このビジネス・リンクスさん、2回入札して、2回辞退している。これ、この、もし理由が分かるようでしたら、教えてください。

以上でございます。

○小林委員長 はい。それでは、ご答弁よろしく申し上げます。三つあります。

○武笠契約課長 では、まず、公募制指名入札のところからでございます。公募制指名競争入札、公募ということで、広く手を挙げていただくものでございますが、今回、区内に限定しているところではございます。入札を実施する前に、区内で限定で行けるかどうか、どのぐらい業者数があるかというのは、契約課でも確認をしてございます。登録業種でございますが、警察・消防・防災用品の業者、64社でございます。また、業種の絞り方ですけれども、防災用品という形になりますので、こちらの防災用品を納めていただける業者さんとなりますと、この防災用品に登録のある業者ということになってございます。毛布の場合は、防災用品以外にも、布団・毛布・敷布などの登録があるところでも応札が可能ですので、その登録業種のある業者も参加できるようにということで、毛布については、合わせた業者、どちらの業者も参加できるような形を取っているところでございます。

すみません。あと、もう一つ、ビジネス・リンクスの辞退の理由ですけれども、それぞれで記載を頂いております。毛布につきましては、例示品、仕様の中で例示を、例えば、こういった製品という例示を出しているんですけども、そのメーカーから特価を得られなかったためという理由を頂いております。また、水につきましては、仕様上の配送条件で、配送業者と折り合いがつかなかったため、どちらも辞退ということで、理由を記載していただいております。

○小林委員長 はい。納入場所のほうは。

○武笠契約課長 あ、恐れ入ります。もう一点、納入場所でございますけれども、資料に記載することを次回の検討とさせていただきます。

○小林委員長 はい。今の質問の中で、水ですけれども、縛りは取れるかという話で、今、防災用品というふうに限って、水を限ると、ミネラルウォーターについてはこの会社になりますよと言われたんですけど、質問された方は、一般企業でもそんな危ない水は取り扱いしていないはずだから、水としては同じだろうと。だったら、もっと広げれば、防災用品の縛りを取れば、取れない理由は何なのかという質問だと思うんで。たくさんもっと安くいい水売っているところは、そんな悪い水じゃないものがあるはずなんだからという質問だと思うから、この防災用品の縛りは何でついているのかという説明をしてほしいんですけれども。

○武笠契約課長 失礼いたしました。防災用品の縛りがついておりますのは、水の購入といたしましても、ただ単に水を購入する、水を買うだけではございませんで、それぞれの倉庫のほうに納めていただく、備蓄倉庫のほうに納めていただく必要がございます。また、保存が10年に――保存10年に、はい、保存が10年というふうな指定、保証がされている水は防災用品に限られておりますので、そういった関係から、防災用品の指定をさせていただいているところでございます。

○小林委員長 はい。ということです。

質疑を受けます。よろしいですか。

大坂委員。

○大坂委員 資料ありがとうございます。令和3年度から保存期間が10年に切り替わったというところで、令和2年度以降の1本当たりの単価を見ていると、年々少しずつ上が

っていっているというのが現状だと思います。今年の数字を見ても、100円までは行かないけれども、また上がっているのかなという印象があるんですけども、ここについては、10年に切り替えたからというところもあるのかもしれないですけども、物価の高騰というのやはり大きな要因になっているのかなというふうに感じるんですが、その辺り、どういうふうに分析をされているのか。もし、5年の保存のものだったら、これ、ここまで上がっていなかったのかとか、そういった情報がもしあればお答えください。

○武笠契約課長 水の物価の単価の上昇についてでございますけれども、ただいまご指摘いただきましたとおり、原材料費及び物流費の高騰というところがございまして、一般的に、ペットボトル飲料、価格が上昇しているところがございまして。一般的な自販機などで売られている飲料については、平均20円、価格が、昨年10月に価格上昇が起きているといったような情報は確認してございます。

○山下災害対策・危機管理課長 5年と10年の単価の違いにつきましては、実際、ペットボトルの素材等につきましても、それほど大きな差異がないということで、価格にそれほど大きな違いはないというふうに考えております。

○大坂委員 では、5年のままで来たとしても、相応の値上がりはしているんだろうなということが想定されるということだったと思います。で、10年に切り替え——10年のものに切り替えてから約3年程度たちましたけれども、何か10年に切り替えて、不具合等々というのは出ているのか。

○山下災害対策・危機管理課長 現状のところ、そういった報告は届いておりません。

○大坂委員 ここ数年、避難所等が開設された事例もあると思うんですけども、再活用対象で処分したもの以外に、何か災害で使用したというようなケースというのは、ここ数年で実績としてはあるんでしょうか。（発言する者あり）

○小林委員長 休憩します。

午前11時32分休憩

午前11時32分再開

○小林委員長 それでは、委員会を再開します。

答弁から入ります。災害対策・危機管理課長。

○山下災害対策・危機管理課長 町場の火事であるとか台風であるとか、いわゆる小規模災害に際しての毛布や水の供出というのはございますが、大規模災害みたいなものは一切ございません。

○小林委員長 大坂委員。

○大坂委員 あまりその例はないというところを確認いたしました。要は、5年間、今後購入しないというところで、もし何か災害が発生して足りなくなった場合というのは、随時補充していかなきゃいけないというふうに思っているんですけども、その辺の対策というか計画については、何かありますでしょうか。

○山下災害対策・危機管理課長 委員のおっしゃるとおり、大量に水などが供出された場合は、それを補充するために、随時補充、購入、補充していきたいと考えております。

○小林委員長 ほかにございますか。

○米田委員 大坂委員が、今、水のことを聞いてもらって、毛布のことを少しだけ聞かせてください。水は計画的にリサイクルしていると。毛布もそうだと思うんですけど、毛布

の利活用で、例えば、使用期限があるのか、ないのか、その行き先はどこなのかがあれば、ちょっと教えていただきたい。

○山下災害対策・危機管理課長 毛布につきましては、10年を経過した際に、リパックということで、一度洗浄して、またパッケージし直すという行為をしております。20年たった場合に、さすがにちょっと人に使うのが難しくなってしまうので、再活用というふうに考えておるんですが、再活用につきましては、現在、様々な方法を模索しているところでございます。

○米田委員 リパックして、20年後はどうなるかまだ分からないけど、計画的にあると。で、私の知っている限りでは、それを集めて、またリサイクルするということもありませんんで、しっかり、そういったところ等を調べていただいて、無駄ないようにやっていただきたいと思いますけど、いかがですか。

○山下災害対策・危機管理課長 委員のおっしゃるような対応を図りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。

○永田委員 感染症の影響がある前までは、学校等で防災訓練で宿泊行事があって、そのときにこの備蓄用の毛布を使ったりしていたと思うんですけども、そうやって1回使った場合の、どのように、その後、再利用しているのか。というのも、防災物資なんで、あまりそういう防災訓練に本来は使いたくないようなことを、以前、出し渋られたみたいなのも聞いたことがあったんで、災害用備蓄物資とはいえ、防災訓練にも積極的に活用していく、それからリサイクルもする、より有効活用していくことが必要だと思うんですが、その件についてお答えください。

○山下災害対策・危機管理課長 委員のおっしゃるとおり、何も使わずに、ずっと10年、20年たつよりも、必要があれば活用していきたいと思います。特に、区民の方々の災害訓練は重要視しておりますので、その際に必要とあらば、毛布も供出していきたいと思えます。

○永田委員 じゃあ、洗って利活用できるということですか。

○山下災害対策・危機管理課長 そうですね。

○永田委員 はい。以上で結構です。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。

○小野委員 1点だけ。今回、この毛布なんですけれども、これは、そうすると、使用期限ですとか、いろんな、今ご質問して下さった回答からすると、追加用ということでもよろしいのでしょうか。

○山下災害対策・危機管理課長 そうですね。20年経過して、さすがにちょっと使用が難しくなってきたという部分もございまして、あとは、新しく購入するものをリパックすることで、商品として非常にコンパクトに収まっているというものがございまして、新しいものを購入することで、より備蓄倉庫にたくさん物が入るということでございます。

○小野委員 ありがとうございます。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 なし。よろしいですか。それでは、質疑を終了いたします。

採決は1議案ずつ行います。

議案第31号につきましては、討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 よろしいですか。

それでは、採決に入ります。ただいまの出席者は全員です。

議案第31号の災害対策用備蓄物資（毛布）の購入について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 賛成全員でございます。よって、議案第31号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号について、討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 では、省略いたします。

これより採決に入ります。ただいまの出席者は全員です。

議案第32号、災害対策用備蓄物資（水）の購入について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 賛成全員です。よって、議案第32号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第31号及び議案第32号の審査を終了いたします。

次に、議案第33号、区立お茶の水小学校・幼稚園の什器等の購入についてですが、議案第34号の区立お茶の水小学校・幼稚園の教材等の購入については関連しているため、一括で執行機関から説明を受けたいと思っておりますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、執行機関の説明をお願いいたします。

○武笠契約課長 では、区立お茶の水小学校・幼稚園の什器等及び教材等の購入について、一括してご説明いたします。

本件は、区立お茶の水小学校・幼稚園の建て替えに伴い、一括して物品を購入する、いわゆる初度調弁でございます。種類ごとに10件に分けて入札を行っておりますが、そのうち、今回お諮りする2件が予定価格2,000万円以上のため、議案の対象となっております。

1件目は、政策経営部資料6、什器等の購入でございます。

1の購入品目は、ミーティング用のテーブル、椅子、収納棚など、数量は3,265ございます。

2の納入場所は、区立お茶の水小学校・幼稚園内の指定箇所でございます。

3の納入期限は、令和6年2月2日でございます。

4の契約方法は、公募制指名競争入札。入札参加資格要件は、資料裏面に記載のとおりでございます。こちらの要件について、契約課において確認をさせていただいております。

5の入札結果ですが、応募は2者、5月31日に開札を行いまして、落札者はジャンボ株式会社。落札金額は、1億7,380万円でございます。

6の契約の相手方のとおり、落札者との契約を予定してございます。

2件目は、政策経営部資料7、教材等の購入でございます。

1の購入品目は、体育用品、家庭科用品等、数量は930でございます。

2の納入場所は、区立お茶の水小学校・幼稚園内の指定箇所でございます。納入する区立お茶の水小学校・幼稚園というのは、新しく建て替わるほうの校舎内ということでございます。

3の納入期限は、令和6年2月2日でございます。

4の契約方法は、公募制指名競争入札。入札参加資格要件は、資料裏面に記載のとおりでございます。契約課において確認をさせていただいてございます。

5の入札結果ですが、応募は2者、5月30日に開札を行いまして、落札者はジャンボ株式会社、落札金額は2,013万円でございます。

6の契約の相手方のとおり、落札者との契約を予定してございます。

ご説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ある方。どうぞ。

○のざわ委員 この入札の会社が2者、公募入札。これは、入札はどのような形で公募をされたんでしょうか。

よろしく願いします。

○武笠契約課長 公募制指名競争入札でございますので、資料の裏面に記載のございますとおり、要件を設定いたしまして、登録業種が、什器等の場合は、「登録業種が什器・家具等であること」、そして、「本店又は支店等が千代田区又は近隣区内にあること」といたしました。こちらは、初度調弁で、規模が大きい物品購入でありまして、区内で、そうした大きな物品の購入実績のある業者に限られた状況でしたので、より多くの業者に参加いただいて、競争性が担保できるように、事業所所在地を近隣区まで広げて入札を実施したものでございます。結果的に、応募が、什器等も、教材等も2者にとどまったというところはございます。

入札のスケジュールですが、先ほどの災害対策用備蓄物資と同様の形ではございますが、入札公告を出しまして、5月8日に公表をし、その後、申込みを受け、指名通知をし、質疑応答を経て、入札を行い、5月30日と5月31日に開札を行ったものでございます。

○のざわ委員 これ、ここで言えるかどうか分らないです。入札があまりにも少なく、限定されているんで、もっと多くの方に入札をしていただく工夫をぜひしていただきたいということでございます。

以上です。

○武笠契約課長 こちら、東京電子自治体共同運営のサービス上の登録ですと、什器・家具のほうでしたら、区内で49の業者さんの登録があるという推定結果が出てございます。そうした登録数と実際の応札数が結びついていないところがございまして、より多くの業者さんにご参加いただけるような工夫、これからも調査、研究し、努力してまいりたい

と考えております。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。

○米田委員 ありがとうございます。広く応募をしていくというのは、もう非常に大事な
ことだと思っていますんで、よろしくお願いします。

で、これ、2者しかなかったと。それだから、分かっていないんでちょっと教えてほし
いんですけど、他案件受注のために資格喪失って、さっきの災害のはあったんですけど、
この場合はない理由というのはなぜかを、ちょっと教えていただきたい。

○武笠契約課長 今回、先ほどの災害対策用備蓄物資については、受注制限をかけたんで
すけれども、こちら、お茶の水小学校・幼稚園の物品については、かけてございません。
その理由ですが、災害対策用備蓄物資のように、同じ業種で一定数以上の業者の応募が見
込まれるものについては、受注制限が可能ですが、本件の場合、什器等については、
業種は什器・家具、教材等については学校教材・運動用品・楽器等と、業種が違うもので
した。結果的に、応札した2者は、どちらの業種も登録のある企業ではあったんですけれ
ども、こちら、業種が違うにもかかわらず、受注制限をかけてしまいますと、より多くの
業者に参加いただいて、競争性を担保することにつながりますので、今回のような業種が
違うということで、受注制限をかけることはいたしませんでした。

○米田委員 そういった理由でかけなかったというのは、理解しましたが、ぱっと見た
感じ、二つ受注されているんで、そういうのはないのかなと私は思いましたんで、聞かせ
ていただきました。

あと、ほかの調達するやつ、これは議案にならないから、公表していないと。で、調達
したやつはもう決まっていたら、その、まあ、今回関係ないんですけど、また後で聞い
てもいいんですけど、この落札者、業者がこれを取ったとかあるんですかね。

○武笠契約課長 議案となった2件以外に8件の契約がございまして、その内訳としまし
ては、児童用の机・椅子と、電気製品類、プロジェクターほか、楽器類、カーテン類、天
板拡張キット、給食備品、あと、給食消耗品となっている状況でございます。そのうち、
現時点で入札が終了していますのは、カーテン類の購入と児童用机・椅子の購入でした。
カーテン類につきましては、4者応札ございまして、キングラン・メディケア株式会社と
いう業者さんが落札していただいております。もう一つ、児童用机・椅子につきましては、
応札が4者ございまして、今回の案件と同様のジャンボ株式会社が落札しているところ
でございます。

○米田委員 これ、椅子は、机と椅子と一緒にですね。

○武笠契約課長 はい。

○米田委員 じゃあ、そこも同じところが落札したと。

で、これ、入札だから、別に僕は何とも思っていないんですけど、なぜかという、なぜ
聞くかという、こういう商品、メーカー、仕様は大体決まってきます。一般的に、私も
民間にいましたんで、代理店とかをやっていると、一番最初に見積り依頼したところが、
一番最初に値段を頂きますよね。で、次のところが見積り依頼を出すと、一般的にです、
そこよりも安い金額、同じ金額は出さないというのが一般的にあると言われていたんです
よ。確定ではないんですけど。という場合は、どうしても一番最初見積りを取ったところ

がそういうふうな落札してしまう。この問題があるんじゃないかと。契約のところとはちょっと違うかも分からないですけど。で、最後、その代理店が自分のところの利益を減らして、最後のその勝負にはなるんですけど、そういったところがあるんで、大体固まったところがいつも落札してしまうという可能性が、災害備蓄もそうなんですけど、あると思うんですけど、そういったところの対策については、契約課としてどのように考えていますか。

○武笠契約課長 ご指摘いただいた点、難しいところではございますが、契約課といたしましては、下見積りを依頼する場合は、必ず1社ではなく、複数社、2社以上から下見積りを取っていただいて、予定価格もその下見積りとは同額にしないということを、各所管課に指導させていただいているところでございます。

そうした下見積りの在り方などにつきましては、注意点を所管課とも共有いたしまして、より多くの業者さんに参加いただけるよう、競争性が担保できるように努めてまいりたいと思います。

○米田委員 ちょっと私の聞きたいことと違うんですけど、まあ、まあまあ、これ以上あれかも分からないんですけど、やっぱりそういったところが多々ありますから、しっかりその辺も今後見極めて、そういう契約に関しては挑んでいただきたいなと思っていますけど、いかがでしょうか。

○武笠契約課長 公平性、透明性のある競争性の担保された入札に向けて、今後も努力をしてまいります。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、質疑終了します。

採決は1議案ずついたします。

まず、議案第33号につきまして、討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 省略いたします。

これより採決に入ります。ただいまの出席者は全員です。

議案第33号、区立お茶の水小学校・幼稚園の什器等の購入について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 はい。賛成全員です。よって、議案第33号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第34号について、討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、省略します。

これより採決に入ります。ただいま出席者は全員です。

議案第34号、区立お茶の水小学校・幼稚園の教材等の購入について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 はい。賛成全員です。よって、議案第34号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第33号及び議案第34号の審査を終わります。

日程1、議案審査については終了いたします。

区長退席のため、休憩いたします。区長、ありがとうございました。

午前11時52分休憩

午前11時56分再開

○小林委員長 はい。それでは、委員会を再開いたします。

日程2、報告事項に入ります。

地域振興部（1）千代田区産業振興基本計画について、執行機関から説明を求めます。

○高橋商工観光課長 それでは、令和5年3月に改定いたしました千代田区産業振興基本計画について、報告申し上げます。

初めに、お手元の資料について、確認させていただきます。資料は3点でございます。まず1枚目、A4縦の千代田区産業振興基本計画について。2枚目、3枚目はA3サイズの別紙1と別紙2でございます。

それでは、1枚目、地域振興部資料1、千代田区産業振興基本計画についてに基づきご説明申し上げます。

1、計画の概要です。この産業振興基本計画は、今改定前まで、商工振興基本計画という名称でございました。初めて策定されたのは、平成11年3月で、当時、バブル経済崩壊後の長引く景気低迷という背景の中で、厳しい経営環境に置かれた区内中小企業の現状や抱える課題を把握いたしまして、区として、具体的な取組の方向性を示すものとして策定させていただきました。以後、社会経済状況に応じた改定が重ねられております。

計画の位置づけにつきましては、下の図をご覧ください。この産業振興基本計画は、区の第4次基本構想を反映しながら、平成3年に策定された商工振興方針と平成12年に一部改正された中小企業振興基本条例に基づく計画としております。また、平成18年12月に策定いたしました観光ビジョンを統合いたしまして、商工業と観光を合わせて、区の産業振興の基本計画と位置づけております。

これら産業振興には、区内の地域ごとに息づく経緯であるとか歴史、文化、それからまちづくりとの整合性も大切でございますので、都市計画マスタープランや文化芸術プランなど、関連計画との連携を図りながら、施策展開してまいります。

計画期間は、令和5年度から令和9年度の5年間といたします。

裏面をご覧ください。本計画の改定に当たりましては、区の現況を整理し、中小企業、商店街、観光、地方との連携の四つに区分いたしました。解決すべき課題を産業課題といたしまして、社会環境の変化であるとか千代田区の持つ強みを踏まえて、解決を図ることといたしました。

恐れ入りますが、別紙1をご覧ください。まず、こちらが産業振興基本計画の全体像でございます。

まず、基本理念といたしましては、「ちよだの暮らしを豊かにし、まちのステイタスを高める産業まちづくり」といたしました。産業課題の解決を図ることで、区内で事業を営む方や暮らしている方の豊かさにつなげて、千代田区の持つ都心の風格、これをステイタ

スとして維持、向上していくことが重要であろうというものでございます。

これを実現するため、産業課題ごとに四つの基本方針と11の個別方針を設定しております。

まず、基本方針1の中小企業振興では、三つの個別方針がございます。イノベーションの創出、中小企業の経営安定化支援、中小企業の積極的な取り組み応援。

それから、基本方針2の各まちブランドを活かした産業の活性化は、商店街や商工関係団体について定めております。ここでも、三つの個別方針、商店街等の活動や組織強化、それから、商店街の活力維持・向上、街の個性を引き立たせ、にぎわい創出やブランド力を向上していくというものでございます。

基本方針3の観光振興につきましては、既存の観光資源の磨き上げ、それから、新たな観光資源の発掘、それと、街なか回遊の推進、情報の収集・発信力の強化を定めております。

基本方針4の地方との連携につきましては、地方との連携のあり方策定から5年経過するというのもございまして、この間、コロナ禍を経て、それまでの常識も大きく変化したという背景がございますので、これを機に、区民と地方との両方に恩恵がある新たな地方連携を検討、推進するものでございます。また、区民の皆様にも、直接、地方の魅力を体験してもらえ取る取組についても進めてまいります。

この計画に基づきまして、または計画の方針に位置づけまして、本年度、令和5年度に取り組む予定の施策につきましては、恐れ入りますが、別紙2をご覧ください。

こちらは、基本方針、個別方針、ただいまご説明申し上げましたが、こちらごとの令和5年度の実行予定が一番右の一覧で記載させていただきました。

まちみらい千代田や観光協会と連携しながら、地域の商工団体や様々な事業者の皆様と力を合わせて、区内の産業課題の解決に向けて取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。

質疑、質問を受けます。

○のざわ委員 これは、ちょっと今後のために、何を決議しようと言われていらっしゃる。

○小林委員長 報告です。

○のざわ委員 えっ。

○小林委員長 報告です。

○のざわ委員 報告。あ、報告ですか。

○小林委員長 はい。

○のざわ委員 これは、報告というのは、こういうのを作りましたということですか。

○小林委員長 つくったので、これから、計画が5年度から9年度までの5年間で、こういう計画を立てていますので、議員の人にご検討をお願いしますということで、報告を受けています。

○のざわ委員 これは、これに追加をしてもいいんですか。こういうのを入れてくれ、みたいな。

○小林委員長 それを聞いてください、何か具体的にあれば。質問。

○のざわ委員 あ、私、今、こういうのを入れてくださいと言っているんですか。

○小林委員長 お座りください。

ご当選されてこういうのを配られたと思いますけれども、この部分の説明が今されている部分で、この中から執行機関として特に見ていただきたい部分をチョイスして、今、報告していただいています。もし、こちらの冊子、概要版でしたけれども、説明してありますけど、ここの計画書について見ていただいて、質問があれば、次回でもいいですし、今、この中で気がついたことがあればご質問いただければというところで、報告を受けておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

のざわ委員、どうぞ。

○のざわ委員 そうしましたら、私、今、二つご依頼があつて、それもいいのかなと思つておりますので、一般質問しようと思つたんですけどちょっと止められたんで、（発言する者あり）ここでご質問させていただけたらと思つて。

○小林委員長 どうぞ。

○のざわ委員 ここに、ブランド、「各まちブランドを活かした」という、私、千代田区のブランド化つて、非常にいいなと思つていまして。それで、本当に思ひつきで申し訳ないんですが、くまもんというのがありまして、今、ブランドを無料で使える期間をすごくうまく使つて、世界的に熊本県のイメージというか、認知を高めましたんで、千代田区にも、何か、調べると、いろんなイメージキャラクターがあると思うんですが、千代田区のくまもんみたいなのをつくつて、千代田区を世界的に知っていただくことを、ぜひ、ここにブランドと書いてあつたんで、それも入れていただきたいなというのが一つ。

あと、港区でハーフマラソンというのをやっているんですけども、これ、物すごく、いろんな意味で、税収も上がるのかなと。税収というのは、ちょっと教えていただいて、やっぱり、たばこ、軽自動車、住民税ですか。住民税は、人を増やすという考え方もあるんですが、その方の年収を増やすという形でも住民税は上がるんじゃないかなと思つていまして、それで、経済活性化に寄与することは、私はどんどん、いろいろ教えていただいて、難しい部分もあるんですけど、ハードのところ、東京都に縛られて、なかなかやりにくいところがあるということは伺つたんですが、ソフト面の充実で税収を上げることに寄与する、要は、まちの方々の売上げを何か上げるような形の、ソフトでの経済活性化策つて、何かないかなと思つていまして。

私、一つは、神田地区、ちょっと、さすがに皇居の周りは難しいというふうなお話だつたんで、神田地区で、港区のハーフマラソンみたいな、あれ、そのままこっちに持っていくようなイメージで、神田祭とか、今回、すごかつたんで、何かこう、まちの方々の特性にも合っているんじゃないかなと思つて、そういう神田——何回もそういうのつて議論されているとは思うんですが、改めまして、神田のまちをぐるっと回るような、警察の方、消防の方もご了解いただいて、ハーフマラソン、まあ、ハーフまで行かなくても、初めは10キロマラソンとかでいいのかもしれないんですけど、それで、神田のまちにお金落ちるような、そんなものを入れていただけたらということ、ここで言うことじゃないのかもしれないんですが、ぜひ、この2点、千代田区のくまもんみたいなイメージキャラクターをつくつて、うまく運用して、千代田区を日本に世界に発信していくようなキャラクターにしていただきたいのと、神田地区の、イメージは港区のハーフマラソンみたいなのを、神田のエリアでやっていただきたいという2点でございます。

以上でございます。

○高橋商工観光課長 それでは、まず、委員のご質問にお答えするに当たりまして、まず、この計画の策定でございます。こちらは、計画の見直しにつきましては、商工振興連絡調整会議というところが所掌してございまして、今後、今、委員のご意見いただきましたような、例えばくまもんのようなキャラクターとか、そのようなものにつきましても、こちらで検討を経まして、必要があれば見直しを行うというふうな形になってまいります。

また、こちらの計画なんでございますけれども、これ、実は、改定が既に3月の段階ということでございまして、昨年度、当時は地域文教委員会でごございましたが、こちらのほうに進捗状況ごとにご報告等をさせていただいた経緯がございます。ですので、今、現時点でこの計画を変えてほしいというのは、なかなか難しいところかなと考えているところでございます。

また、この計画の中でどう対応するかというところでございますけれども、やはり委員おっしゃるとおり、まちの魅力向上であるとかにぎわいの創出、こういったことで、まちを元気にしていく。こういったことは常に私ども考えていかななくてはならないと考えております。ただ、その内容につきましては、どうできるか、まちの皆様のご意見もございしますので、そこは丁寧にやっていきたいと思っております。

○清水地域振興部長 課長のご答弁、ちょっと補足をさせていただきます。

行政計画のつくり方にもよるとは思うんですけれども、昨今、やはりコロナもそうなんですけれども、1年先を見通せない、3年先は全然分からない、5年先になると本当に全く時代が変わってしまうんじゃないかというようなことを言われて、民間企業においても、長期計画みたいなものが、それが5年というものが、明確に出している企業というのがどこまであるのかなというような時代なのかなと思っております。

私ども地方公共団体、行政体としても、昔は本当に、こう、計画経済ではないですけれども、出したものはもうびた一文変えませんというような形でやっていましたけれども、今の時代、そういう形が合っているのかということで、基本的な方向性を定めた上で、手段としての事業に関しましては、基本的には、年度、年度の予算を策定する段階で考えていくというようなつくりをしているところでございます。今般ご報告を申し上げました産業振興基本計画につきましても、主な取組として方向性を示させていただいておりますけれども、のざわ委員にご指摘いただいたような、こういう手段もあるんじゃないかというようなお話は、私どものほうでも検討させていただいて、取り入れられるものについては取り入れていくと、そういうことで、先ほど担当課長のほうでご説明をしたということでご理解を賜ればと思っております。

一方、具体のお話を頂きましたので、イメージキャラクターという手段も確かにあろうかと思っております。少し、この産業振興基本計画の中には、観光の分野も混ぜ込んで、今回、計画を入れておりますけれども、2年、3年——2年ぐらいですか、になろうかと思っておりますけれども、何ですか、くまもんじゃなくて……

○小林委員長 リラックマ。（「リラックマ」と呼ぶ者あり）

○清水地域振興部長 リラックマが、今、千代田区の観光大使ということで使わせてもらっているというようなところもありまして、首長が積極的にそれを推し進めているというところもございますので、まあ、くまもんがいいのか、リラックマがいいのかって、その

辺もちょっと検討してまいりたいかなと。なかなか難しい部分もございますけど。

あと、ハーフマラソンというお話でございましたので、直接的にそれをやるかどうかということも含めまして、所管セクション等も含めて検討してまいりたいと思って——できるかどうかも含めて、検討してまいりたいと思っています。ありがとうございます。

○小林委員長 はい。ちなみに、ハーフマラソンをやる場合は、所管はどこになるんですか。

○佐藤文化スポーツ担当部長 マラソンに関しては、一つのアイデアだと思います。ご提案では神田というお話でしたけれども、オリンピックなんかでも、東京駅だとかなんとかというところがゴールになったりしていると思います。ゴールだったよな。違う。そういう意味では、千代田区を売り込む一つの手段だとは思いますが、体育協会、その傘下の陸上競技連盟等、いろいろ相談しなきゃいけないですし、マラソンをやる際には、交通管理者、道路管理者なんかとの協議も必要だと思いますので、その辺については、研究させていただければと思います。

○小林委員長 よろしいですか。

○のざわ委員 ありがとうございます。

○小林委員長 ほかにございますか。

○入山委員 この「各まちブランドを活かした産業活性化」とあるんですけども、どれぐらいの枠組み、まちの単位というのをお考えでしょうか。

○高橋商工観光課長 今、現時点で考えておりますのは、まず、商店街という単位があるかと思えます。また、そのほかに、地域、例えば神保町地域では、幾つかの商店街が集まっているということもございますので、例えばそのような地域があろうかと思えます。今、現時点で、ここというものではございませんけれども、最適を目指していきたいと思えます。

○入山委員 各地区という話と、あと、商店街という地区と——あ、商店街ということでお話いただいたと思うんですけども、神田駅の西口商店街とかでは、もう既に神田ブランドという形で、もう行われているものもあるんですけども、その中で行われているのが、テレビの撮影とかを、雑居ビルの撮影とかを貸したりとかというようなもう取組もしているんですけども、そのことについてどう思われますか。

○高橋商工観光課長 まさに委員おっしゃるとおり、神田駅西口商店街の皆様につきましては、毎年、ほかの地域にも勉強に行かれておりまして、どのようなことができるのかというのを非常に熱心に、常に考えていただいております。今、この現時点で、地域ごとにそれが同じことができるのかどうかというのは、またちょっと変わってくるのかなと思えます。それぞれの地域に合った形、または、今、各商店街の皆さんが不安に思っていることはそれぞれまた違おうかと思えますので、その辺りのお声を聞きながら考えてまいりたいと思えます。

○入山委員 はい。ありがとうございます。

ドラマ撮影などをしますと、今度、巡礼として、また観光地として、また改めて観光客が来るということも考えられますので、そちらもちょっと考えていただければなと思うことと、あと、商店街にきちんと登録されている商店街——あ、していない商店街と、している、登録、その振興協会というのはどういった割合になっていますか。

○高橋商工観光課長 まず、法律に基づきます振興組合法の適用を受けているところが、たしか6団体だと思いました。それ以外については、商店街というような形になっております。

その前段で、委員のお話いただいたドラマの撮影とかにつきましてなんですが、私も観光も所管してございまして、シティプロモーションの観点でもそのようなことができるかどうか。一方で、あまり物すごい人が来たときに、安全面であるとかごみの問題であるとか、そういったものも出てこようかと思っておりますので、それらも含めて、地域の皆様とご相談させていただければと思います。

○入山委員 はい。ありがとうございます。

商店街の方は、いろいろな商店街があると思うんですけども、なかなか動きづらい、助成金が下りないとか登録がしづらいとかということは伺うんですけども、そのことについてはいかがでしょうか。

○高橋商工観光課長 まさに委員おっしゃっていただいている商店街の組織力の強化であるとか、イベント開催の支援であるとか、この辺り、まさに私どもと一緒にどうできるかを考えていくところかと思っておりますので、今後、引き続き、今までも一緒に努力させていただいておりますが、今後も引き続きやってまいりたいと思っております。

○小林委員長 はい。

ほかにもございますか。

○小野委員 この資料と冊子の見方について、念のため、確認をさせていただきたいと思っております。先ほど部長からもありましたとおり、例えば、5年、10年、取組も含めて、計画を立てるというよりは、基本的な計画というのは、当然、取組の計画というものはあるけれども、時代に即したものを新規で追加するだとか、見直すということでした。そこで、今回配られている、こちらですね、こちらには、別紙1というものは当然ついています。で、この別紙2というものは、主な取組みということで、令和5年度の取組みと、それを主体とする所管、例えば外郭団体が列挙してあります。この右側のこの取組み・主体というものが、例えば令和6年度であれば6年度版ということで更新をされて、別添ということで、また配付が、私どもにも共有をさせていただくという捉え方でよろしいでしょうか。

○高橋商工観光課長 このたび、この計画の概要をお知らせするに当たって、今回おつけさせていただいた別紙2については、皆様に分かりやすいように、その方針と事業が関連づくような形でお示しさせていただいたところでございます。来年度以降につきまして、皆様のご要望等ございましたらば、お示しできるように検討してまいります。

○小野委員 はい。ありがとうございます。

なぜ、この質問したかということ、こちらの基本計画、例えば、これでいうと、基本方針の4の地方との連携ですよね、こちらに対して、個別方針が二つあって、そして、取組みというのが書いてあります。こちらのページを見ると、書いてある取組み、書いていない取組みというのがありますので、当然、年ごとで更新をされていくのかなというふうな受け止めましたというのが1点と。

それから、この取組みを見ると、やっぱり「新」と「一部新」というものが追加されている。当然、時代とともに、これはなくしていいよねというものも出てくると、削除というのもあると思うんですけども、そういう意味では、あると非常にありがたいというか、

こうやって可視化をして、整理をしていく。例えば、先ほどこういうのを盛り込んだらどうかというご意見もありましたので、そういったところもこの取組みのところに新たなものが年度ごとで示されるのかなというふうに思ったんですけど、そういう捉え方でいいかどうかですね。ご要望あればとあったんですけども、ちょっと念のため、そこです。

○高橋商工観光課長 やはり事業の進捗などにつきまして、先ほどちょっとお話を出させていただきました、こちらを、計画の進行状況を確認しているということも、連絡調整会議の所管事項でございます。こちらのほうでも、ご報告等してまいることがあろうかと思っておりますので、それと併せまして、皆様にもご報告させていただければと思います。

○小野委員 ありがとうございます。

○小林委員長 ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（１）千代田区産業振興基本計画についての質疑を終了し、地域振興部の報告を終わります。

次に、政策経営部の報告に入ります。

政策経営部（１）令和４年度千代田区一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについて、執行機関から説明を求めます。

○中根財政課長 それでは、繰越明許費のご報告になります。資料８をご覧ください。

第１回定例会におきまして、令和４年度中に執行が終わらないかもしれない事業とその額につきましては、繰越明許費ということで一覧を作成しまして、区議会にお諮りしまして、ご議決を頂戴しております。その繰越明許費、ご議決いただいた繰越明許費につきましては、５月３１日までに繰越しの、繰り越した額を定め——繰越しと定めた額を確定しまして、次の議会に報告しなさいというのが地方自治法に定められております。その規定に基づきまして、昨日の本会議において副区長が概略をご説明いたしましたけれども、その詳細の内容につきましては、今、今回、ご報告するものになります。

今回の繰越明許費は、予算額のところの一番下にあります１９億円余りをご議決いただきまして、実際に５年度予算として使うお金につきましては、その隣の翌年度繰越額のところにあります各事業ごとの予算額、合計いたしまして１３億７,０００万余りの額となります。一部の事業につきましては、翌年度中に無事執行することができましたので、繰越額のところがゼロとなっております。各事業ごとの節、予算の執行節につきましては、裏面におつけしているとおり、各事業科目ごとに工事請負費ですとか委託料ですとかという形でなっております。

ご説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。

委員からの質疑、質問を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。よろしいですか。

それでは、（１）令和４年度千代田区一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについての質疑を終了し、日程２、報告事項を終了します。

次に入ります。日程３、その他に入ります。

委員の方から何かございますか。

○のざわ委員 二つございます。

一つは、この資料なんですけども、まず、これ、資料を作っただいて、本当にどうもありがとうございます。これ、大変、作るのは大変だろうなというふうに本当に思っています。文句を言うんだったら、自分で作れって、作れないから議員をやっているという、それぐらい、もう全然できないんですけども。

ただ、今回もそうなんですけど、今、私たち、大体、67、東京都の市区町村で、区議、市議の方を入れてずっと情報交換していますと、結構常任委員会の位置づけが、早めに資料を頂いて、1時間ぐらい時間をもらって質疑をするというのが一般的だというような認識がある。それは、私はちょっとまだ調べていなくて、本当かどうか分からないんですけども。ですので、ご資料を作られ——で、差し替え、差し替えとかも、別に、それはもう作られる過程の中でいろいろ変わりますので、そんなものは全く当たり前だと思いますので、結論、この常任委員会を開催する1週間ぐらい前に、このときに使う資料を事前に頂けないかなと、せめて。もしできたら、どういうことが今後話されて、どういうことを次の常任委員会では決めますということ、私達にも徹底していただく方向に、急には無理だと思うんですが、少しでもそっちの方向に行っていただくと——行っていただくことを、急には無理かもしれませんが、そっちの方向、資料を先に頂いてご説明をしていただきたいということの、まずはお願いが1点でございます。

2点目なんですけども、昨日もございましたとおり、この常任委員会、やはり本会議と同じように、インターネットで放送をして、本会議と同じような情報開示を……

○永田委員 内容が議会や運営の問題になっているから、これを委員会で言ってもしょうがないじゃないですか。委員長、整理をお願いします。

○のざわ委員 お願いします。

○小林委員長 はい。両方、今、2点頂きましたけど、1点目の資料につきましては、なるべく早く出すように心がけたいと思います。それについて、委員会で審議をするようになりますし、審議をするようになりますので、それはこちらの正副にお任せいただき、執行機関となるべく早い資料の作成にしていきたいと思います。それはご了承いただきたいと。

今、2番目の、こちらのネット中継については、ここの委員会では判断ができませんので、それは併せて申し述べますので、執行機関は関係ないので、委員会の話として承ります。よろしいですか。

○のざわ委員 よろしくをお願いします。

○小林委員長 はい。

その他ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。

執行機関、何かございますか。（発言する者あり）はい。

それでは、本日は、この程度をもって、委員会を閉じます。どうもありがとうございました。

午後0時29分閉会